

児童手当制度のご案内

児童手当は、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するために、児童を養育している方に支給する手当です。

●対象

市内在住で、中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
 ※父母ともに児童を養育している場合は、原則として生計を維持する程度の高い方（原則、所得の高い方）が申請者となります。

●支給額

年齢		支給額（月額）
3歳未満		15,000円
3歳以上	第1子・第2子	10,000円
小学校修了前	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※第〇子とは、18歳到達後の最初の3月31日までの児童の順番です。

※児童手当には所得制限があります。申請者（受給者）の所得が所得制限限度額を超過する場合は、特例給付（児童1人あたり一律月額5,000円）が支給されます。また、令和4年6月分（10月支給分）から、特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます。所得上限限度額を超過する場合は手当は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得上限限度額を下回った場合、改めて申請が必要です。

詳しくは、市HPでご確認ください。

●支給日

6月10日（金）（2月～5月分）、10月7日（金）（6月～9月分）、令和5年2月10日（金）（10月～1月分）

◇児童手当を申請するには？

▶申請が必要です。

次の①～③を用意して子育て支援課（市役所2階）または支所市民福祉課（アスパアこだま1階）で手続きしてください。ただし、公務員は勤務先での申請となります。手当の支給開始年月は、申請日の翌月分からとなり、さかのぼっての支給はできません。

- ①本人確認できるもの（マイナンバーカード等）
 - ②申請者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの
 - ③申請者名義の通帳またはキャッシュカード
- ※状況に応じて、その他必要書類があります。

◇継続して児童手当を受給するには？

▶今年度から現況届の提出が原則不要になりました

毎年6月に受給資格更新の現況届の提出が、原則不要になりました。一部現況届が必要な方もいます。対象者には6月上旬に届出用紙を郵送します。

▶次のような場合は手続きが必要です

手続きが遅れると、手当を受給できなくなることや、支給した手当をさかのぼって返還していただく場合がありますのでご注意ください。

- ・転出するとき
- ・市外在住の配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（例：国民年金から厚生年金保険に変わったとき）
- ・婚姻または離婚したとき
- ・出生などにより、児童が増えたとき
- ・支給対象となる児童がいなくなったとき（児童を養育しなくなった場合など）
- ・公務員になったとき、公務員でなくなったとき

●その他の手当(重複受給可)

【児童扶養手当】

父または母と生計が異なる児童を養育している方や、児童を養育している父または母に一定の障害があるときに支給

【特別児童扶養手当】

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給

★子育て支援課 ☎25-1130
支所市民福祉課 ☎72-1333



新型コロナワクチン接種のお知らせ

★健康推進課(保健センター内) ☎24-2003・FAX24-2005

12歳～17歳の方の追加接種が始まりました

市では、国の方針に従って12歳から17歳を対象とした追加接種（3回目）を開始します。

対象

2回目接種完了から6ヶ月以上経過している12歳～17歳の方（12～15歳までは保護者の同意と同伴が必要です）

接種券発送 5月中旬（予定）

使用ワクチン ファイザー社製

※モデルナ社製を接種することはできません。

詳しくは、新型コロナワクチン相談窓口

☎71-8780へ

小児（5歳～11歳）への初回接種（1・2回目）について

初回接種（1・2回目）の対象年齢が広がり、5歳～11歳の方も接種が受けられるようになりました。

対象者には接種券を送付しました。希望者は接種券に同封の案内をご確認のうえ、予約をしてください。※5歳の方の接種券は、5歳の誕生日を迎えた翌月から順次発送。

予約方法

WEB予約または電話予約

接種できる医療機関（市内）

右表のとおり（その他、児玉郡内で接種できる医療機関については、接種券に同封の案内をご覧ください）

ワクチンについて

小児用ファイザー社製ワクチン（5歳～11歳用）を使用（12歳以上の方とは異なる種類です）

18歳以上の方への接種も引き続き実施

18歳以上の方への追加接種（3回目）については、2回目接種完了後6か月を経過した方に、随時、接種券を発送しています。接種券が届いた方から予約が可能です。詳しくは、接種券に同封の案内をご確認ください。

埼玉県新型コロナ後遺症外来について

県は、新型コロナウイルス感染症の療養期間終了後も、症状が続く方に向け、県内医療機関に新型コロナ後遺症診療を行う後遺症外来を設置しました。

新型コロナ後遺症かなと思ったら

県では、新型コロナ後遺症受信チェックシートを配付しています。まずはチェックシートで受診すべきか確認してください。

詳しくは県HPをご覧ください。



県HP

〇小児個別接種医療機関（市内）一覧

医療機関名	電話番号	予約方法
くげづか診療所	☎ 0120-501-536 (予約専用ダイヤル)	WEB予約 または 左記へ電話予約
清水クリニック		
昭和産婦人科		
どんぐりこども診療所		
橋口小児科整形外科医院	☎24-6311	左記へ直接電話
本間内科皮膚科クリニック		
飯塚内科産婦人科		
塚越内科小児科	☎22-3152	

ワクチン接種の予約はWEBまたは電話で

WEB予約	URL : https://v-yoyaku.jp/110367-kodamagunshi	
電話予約 (無料)	☎0120-501-536 受付 午前9時～午後5時(平日のみ)	

※電話は、午前10時以後がかかりやすくなっています。